まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助金の手引き

令和8年10月更新

この事業は、奨学金を受けて大学等を卒業した者に対し、奨学金返済費の一部を補助することで、まんのう町内への移住や定住の促進を図るものです。

1　対象となる奨学金・補助対象者

補助金の交付の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金及び第二種奨学金となります。

補助金の対象者は、以下の全ての条件を満たす必要があります。

◎新たに補助金の交付を申請する場合

① まんのう町の住民基本台帳に記載されている者であること。
② 生活保護を受けていない者であること。
③ 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けて、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ、滞納していない者であること。
④ 町税の滞納がない者であること。
⑤ 日本国籍を有しない場合には、日本国の永住権を有する者であること。
⑥ 暴力団員でないこと。
⑦ 申請日において、40歳未満であること。
⑧ 香川県等が実施する奨学金返還支援の補助を受けていないこと。

◎継続して補助金の交付を申請する場合

① 初回申請日から継続してまんのう町の住民基本台帳に記載されている者であること。
② 生活保護を受けていない者であること。
③ 大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受けて、卒業後に奨学金の返還を開始しており、かつ、滞納していない者であること。
④ 町税の滞納がない者であること。
⑤ 日本国籍を有しない場合には、日本国の永住権を有する者であること。
⑥ 暴力団員でないこと。
⑦ 初回申請年度から5年を経過していないこと。
⑧ 香川県等が実施する奨学金返還支援の補助を受けていないこと。

2　補助金額

補助金額は、前年度の10月1日から申請年度の9月30日までの奨学金の返還額の合計に相当する額の2分の1又は12万円のいずれか少ない額（千円未満切捨）となります。

３　申請の流れ及び提出書類

１．交付の申請　【申請者】

申請年度の10月1日から12月20日（12月20日が土・日・祝の場合は、翌開庁日）までに下記書類を提出してください。

① 定住者大学等奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）
② 定住者大学等奨学金返還支援補助金誓約書（様式第2号）
③ 住民票の写し（抄本）（住民生活課で取得可能）
④ 滞納のない証明書（税務課で取得可能）
⑤ 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証するもの【初回申請時のみ】
⑥ 前年度の10月1日から申請年度の9月30日までに返還した奨学金の金額を証するもの
⑦ 大学等を卒業したことを証するものの写し【初回申請時のみ】
⑧ 債権者登録申出書【初回申請または継続申請の方で口座等変更がある方のみ】

※上記以外に、その他町長が必要と認めるものの提出を求める場合があります。
※結婚等で姓変更があった場合は、変更を証明する書類（戸籍抄本、旧氏併記されているマイナンバーカード等）のご提出をお願いします。
※③、④については、3か月以内のものをご提出ください。
※通帳のコピー等は各自でお願いいたします。（お忘れの場合は、まんのう町手数料条例に基づく手数料をいただきます。
※補助金の振込先口座がわかるものをご持参ください。

２．交付の決定

受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行います。

○　定住者大学等奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第4号）
…町から申請者に送付します。

※　交付決定後に申請書に記載した事項に変更があった場合

補助金の請求を行う前に下記書類を提出してください。

○　定住者大学等奨学金返還支援補助金交付申請事項変更届（様式第3号）

３．補助金の請求　【申請者】

○　定住者大学等奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第6号）

申込・問合せ先
〒766-8503
香川県仲多度郡まんのう町吉野下４３０番地
まんのう町地域振興課　地方創生担当
TEL　0877-73-0122　　FAX　0877-73-0113

Q & A

Q１：	年齢要件はありますか？
A：	初回申請日時点で満 40 歳未満であれば対象です。 ただし、2 年目以降の継続申請は 40 歳以上でも可能です。
Q２：	申請時、結婚等で奨学金貸与当時と姓が変更になった場合は、なにか書類が必要ですか？
A：	旧姓が分かるものの書類の添付が必要です。 例：戸籍謄本、旧姓記載ありのマイナンバーカード・住民票等
Q３：	日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金と第二種奨学金を併用貸与した場合、２つとも対象となりますか？
A：	補助対象となります。
Q４：	2 年目の申請を忘れた場合どのような取扱いになりますか？
A：	申請期間外の申請は受理できません。 翌年度は 3 年目として申請が可能となります。
Q５：	初年度から 5 年以内に転出した場合はどのような取扱いになりますか？
A：	申請日時点で当町に在住していた年度まで申請が可能となります。
Q６：	在学中ですが奨学金を返還しています。対象となりますか。
A：	卒業後に奨学金の返還を開始していることが条件になりますので対象外となります。
Q７：	中途退学をし奨学金を返還しています。対象となりますか。
A：	卒業したことが条件となりますので、対象となりません。